

近江道路土木株式会社 一般事業主行動計画（５回目）

令和７年２月３日

社員が働きやすい雇用環境を見直すことによって、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

１ 計画期間

１回目：平成２０年１０月１日から 平成２５年２月２８日までの４年と５箇月間

２回目：平成２５年３月１日から 平成２７年２月２８日までの２年間

３回目：平成２７年３月１日から 令和２年２月２８日までの５年間

４回目：令和２年２月２９日から 令和７年２月２８日までの５年間

〔今回〕

５回目：令和７年３月１日から 令和９年４月２０日までの２年１箇月２０日間

２ 内 容

目標１ 子どもが生まれる際の父親の休暇や男性の育児休業の取得・利用の促進を図る

【目標を達成するための方策と実施時期】

令和 ７年 ３月～ 育児休業制度の取組状況の検証

令和 ７年 ５月～ 取得・利用に向けた取組みの検討と社内 PR の実施

目標２ 所定外労働時間の削減と年次有給休暇の取得の促進を図る

【目標を達成するための方策と実施時期】

令和 ７年 ３月～ 所定外労働時間と年次有給休暇の取得状況の検証

令和 ７年 ５月～ 削減と取得促進に向けた取組みの検討と社内 PR の実施